

京都市告示第 500 号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成21年3月24日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団医京会 吉井クリニック	中京区御池通室町東入龍池町 448番地の2 伊と幸ビル5F	平成21年1月5日
もりした循環器科クリニ ック	左京区北白川堂ノ前町36番地	平成21年1月7日
菅 典道クリニック	左京区下鴨梁田町18番地の1 大晋メゾネ下鴨本通1階	平成21年3月1日
酒井診療所	右京区嵯峨天龍寺車道町3番地の 2 アネックス嵯峨タウン1F	平成21年2月1日
古家医院	伏見区桃山筑前台町33番地の1	平成20年12月1日
嘉藤歯科医院	南区四ツ塚町65番地	平成21年2月1日
あい薬局錦店	中京区高倉通錦小路上る貝屋町 558番地	平成21年1月1日

名 称	所 在 地	指定年月日
クオール薬局北白川店	左京区北白川大堂町1番地の2	平成21年1月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)